

介護保険居宅サービス等一覧

※事業所数は平成24年4月1日現在(休止を含む)

サービス	概要	事業所数 ()内は予防	事業者指定等
訪問介護、介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。	195 (189)	県(高齢者福祉課) ※松江市への権限移譲 (021.4~)分を含む
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴	介護士と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	26 (19)	
訪問看護、介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。	57 (56) ※みなし指定事業所数除く	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。	9 (7) ※みなし指定事業所数除く	
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養生活を送るために必要な指導を行います。	5 (5) ※みなし指定事業所数除く	
通所介護、介護予防通所介護 (デイサービス)	日中、デイサービスセンターなどにおいて、入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。	279 (271)	
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	病院・介護老人保健施設などで、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るためのリハビリテーションを行います。	43 (32) ※体制等に関する届出 をしている事業所数	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活の世話、機能回復訓練を行います。	93 (87)	
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。	54 (49)	
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	38 (36)	
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	車いすやベッドなどの福祉用具を貸与します。(介護度によっては利用できないものもあります。)	88 (87)	
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	入浴又は排泄などに使用する福祉用具を販売します。	86 (86)	
居宅介護支援	日常生活において、支援・介護が必要であると認定された方が、介護サービスを利用する際に必要となるケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。	274	
住宅改修費支給、介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用を支給します。	※事業者指定はありません。	
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的又は利用者の求めに応じて訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活の世話を行います。	1	市町村
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症性老人が、共同して家庭生活を送りながら、介護や世話、機能回復訓練を行います。(要支援1の方は利用できません。)	120 (110)	
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	認知症性老人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	60 (52)	
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況に応じて、在宅や通いや短期入所サービスを組み合わせて、日常生活上の介護や機能訓練などを受けます。	55 (39)	
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所定員が29人以下で介護専用型の養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	1	
介護予防支援	要支援と認定された方が、介護予防サービスを利用する際に必要となるケアプラン(介護予防サービス支援計画)を作成します。	27	